

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 81 回 調達時の評価基準と贈収賄

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

前回記事^{*1}で、官公庁の情報システム調達では評価基準でプロジェクト遂行能力の低い事業者を落とす必要があると説明しました。

話は変わりますが、研究では、自分に不利な事実から目をそらしてはいけません。

そこで本稿では、公共建築の事例ですが、評価基準が贈収賄でゆがめられた事例を紹介します。なお、最近の事例のため、今後、もっと詳細が分かると予想しますが、本稿では現時点の報道などをもとに説明します。

2 事案の概要

報道^{*2}によると、八代市新庁舎の建築工事の入札で、A 共同企業体が唯一の入札参加者となり、118 億円で落札しました。

同市議会が設置した調査特別委員会における当時の担当者の証言^{*3}によると、もともと、価格のみの競争で受注者を決める予定だったところ、価格以外の要素を考慮する総合評価方式への変更を指示されたとのこと。さらに、評価基準の内容も指示され、変えてはいけないと指示を受けたとのこと。この指示された評価基準が A 共同企業体に有利なものだったため、同担当者が入札前に行った試算によると他社が受注するには、A 共同企業体より 20 億円程度低い金額で入札しなければ厳しいとのこと。

3 私の解説

評価基準では、このように特定の事業者が有利なように出来てしまいます。この事案では、建築工事で約 20 億円分、A 共同企業体有利な基準になっていました。担当者が入札前にこのような試算ができる状況ですから、参入を検討していた他社が見ても約 20 億円分のハンデがあるということが理解できたと考えられます。そして、このことが原因で他社が応札しなかったため A 共同企業体が唯一の入札参加者になったと考えられます。

4 私の主張と本事案

総合評価方式については、運用次第で「隠れ随意契約」になる危険性が指摘されています^{*4}。今回紹介した事例では、まさにそのようになっています。そして私が前回記事などで提唱していることも、運用次第では「隠れ随意契約」になる危険性があります。

しかしながら、官公庁の調達では評価基準は公表されます。ゆえに、不自然な評価基準については、不利になった事業者がおかしいということができないのではないのでしょうか。

特に情報システムの調達では、プロジェクト遂行能力が不十分な事業者が落札すると情報システム開発が失敗するおそれが大きくなります。そして、官公庁が開発を発注する情報システムは、ほとんどの場合、業務遂行に欠かせないものですから、開発の失敗は業務遂行を困難にします。そのため、リスクを把握しつつも、価格のみの選定でなく、総合評価方式ないしプロポーザル方式を用いて事業者を選定する必要があると考えます。

5 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の URL のいずれかのフォームから連絡可能です（使いやすい方をご利用ください）。

<https://researchmap.jp/999-z/mail>

<https://forms.gle/REDtAhrRhkc5m4gp8>

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

昨年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代表）をしております。昨年 8 月から今まで 14 回開催いたしました。現時点で次回以降の開催予定は未定です。決まり次第、学会ホームページ、学会ダイレクトメールなどでお知らせいたします。

(4) 研究上の利益相反に係るお知らせ

私はいままで、この国をよくしたいという想いで、デジタル関係などの国の施策について私の意見をこのメルマガやその他の媒体で申し上げてきました。特に国の方には何度も厳しいことを申し上げてきました。また、時には国の施策を肯定的に紹介したこともあります。

このたび、ボランティアですが国の方に私の研究をレクチャーする機会をいただきました。これからも国に付度するつもりは全くありませんが、国とこのような関係にあることはこの場を借りて皆様に利益相反の可能性のあることとして公表いたします。

最近、様々な方とお話する機会が増えたので、細かいものもいろいろございます。依頼元との関係で可能な範囲となりますが、主なものは researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の私のページの「社会貢献活動」などにおいて内容を公表いたします。なお、依頼元の実名が記載されているものは、公開のイベントないし依頼元から実名公表のご許可をいただいております。

- ※ 1) 岩崎和隆, “官公庁と民間事業者の応札者評価基準の違い”,
<https://www.issj.net/mm/mm21/01/mm2101-gk-gk.pdf> 参照 2026-5-20, 情報システム学
会メールマガジン, No. 21-01, 2026.
- ※ 2) 熊本放送, “「10 億から 11 億、足りない」 入札の評価基準や工事の追加発注を
指示か 逮捕された八代市議 熊本・八代市庁舎建設めぐる疑惑”,
<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/2646998?display=1> 参照 2026-5-20 2026.
- ※ 3) 八代市公式, “20260414 新庁舎建設工事に関する調査特別委員会”,
<https://www.youtube.com/watch?v=0DuUjp3v0Ks> 参照 2026-5-20 2026.
- ※ 4) 有川博, “様化する総合評価落札方式と課題 (下)”,
[https://www.toseikaikaku.metro.tokyo.lg.jp/naibutouseipt/06-
2_arikawakyoujushiryou02.pdf](https://www.toseikaikaku.metro.tokyo.lg.jp/naibutouseipt/06-2_arikawakyoujushiryou02.pdf) 参照 2026-5-20, 会計検査資料, 2016 7 月号, 2016.